

# 令和2年第12回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年9月28日(月) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	栞山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言(午前 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定  
自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町フリースクール利用料補助金交付要綱の  
制定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和2年10月 日( ) 午 時 分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
8 月 27 日	木	大山カレッジ講師
1 日	火	日吉津小セカンドホーム自然観察講師、学校衛生アシスタント辞令交付
3 日	木	三朝中学校修学旅行団へのあいさつ、六長合同会議
4 日	金	大山町議会9月定例会本会議(報告、提案理由説明)
5 日	土	台風10号に関する協議
7 日	月	大山町議会9月定例会本会議(議案の質疑)
8 日	火	三朝小学校修学旅行団へのあいさつ
11 日	金	サンGRES図書費寄付
12 日	土	西伯郡駅伝
16 日	水	大山町議会一般質問(~17日)
18 日	金	家庭の日作品コンクール審査会、三朝中学校校外学習講師
23 日	水	西伯郡教育長会
24 日	木	スクールガードリーダー パソコン等研修用資器材一式寄贈
25 日	金	本会議閉会(質疑・討論・採決)
28 日	月	定例教育委員会

## 今 後 の 予 定

29 日	火	西部町村就学支援委員会
30 日	水	六長合同会議
10 月 1 日	木	日南小学校修学旅行団あいさつ
2 日	金	西部地区市町村教育長連絡協議会

## 議案第1号

### 大山町フリースクール利用料補助金交付要綱の制定について

大山町フリースクール利用料補助金交付要綱を次のように制定する。

令和2年9月28日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

#### 大山町フリースクール利用料補助金交付要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、大山町フリースクール利用料補助金（以下「補助金」という。）について、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (交付目的)

第2条 本補助金は、町内の義務教育段階にある児童生徒がフリースクールに通う場合の経費に対して支援を行い、不登校児童生徒の学びの機会の確保及び保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する。

##### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する者で、大山町に住所を有する者をいう。
- (2) フリースクール 鳥取県教育委員会による「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、「本件で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている施設をいう。

##### (補助金の対象者)

第4条 本補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、フリースクールに通う児童生徒の保護者で、対象経費を同一とする他の補助金等の交付を受けていない者とする。

##### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、児童生徒の通所経費（月々又は定期的にフリースクールに支払うこととされる定額の経費）の10分の10とする。ただし、通所経費の上限は2万円とする。

2 入所費のほか教材費、実習費等の実費負担に係る費用は補助の対象としない。

(補助金の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、大山町フリースクール利用料補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の金額及び納入期限が確認できる書類
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 補助金の申請日以前にフリースクールへ支払うべき対象経費がある場合、申請日の属する年度の4月1日以降に負担することが生じた対象経費については、申請額に含めることができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を行わないと決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払は、対象経費が生じた都度、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき、補助金交付決定額のうち当該対象経費に係る部分について行うものとする。

2 前項の請求は、大山町フリースクール利用料補助金請求書(様式第2号)に対象経費の支払状況が確認できる領収書等の写しを添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

大山町長 様

申請者（保護者） 住 所

氏 名 印

連絡先 ( - - )

大山町フリースクール利用料補助金交付申請書

大山町フリースクール利用料補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 一金 \_\_\_\_\_ 円

1. 通所児童生徒

住 所	大山町		
氏名・生年月日		年 月 日生	
学校名・学年組	学校	年	組

2. 通所する施設の名称・予定期間および交付申請額

施設の名称			
通所予定期間	年 月から	年 月まで	
交付申請額	円（月額	円 ×	か月）

3. 施設の証明欄

上記1. 2. について相違ないことを証明します。			
年 月 日	施設の名称		
	代表者職氏名		印

4. 個人情報の取り扱いに関する同意欄（各年度の初回のみ）

鳥取県の補助金審査のため、町が申請者及び申請者の世帯全員の所得課税状況を確認することに同意します。			
	申請者氏名		印

- 添付書類 (1) 対象経費の金額及び納入期限が確認できる書類  
 (2) 上記のほか、町長が特に必要と認めるもの

年 月 日

大山町長 様

住 所

氏 名

印

連絡先 (            -            -            )

大山町フリースクール利用料補助金請求書

大山町フリースクール利用料補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 一金 円

1. 通所児童生徒

住 所	大山町		
氏名・生年月日		年 月 日	日生
学校名・学年組	学校	年	組

2. 施設の名称・補助対象期間および額

施設の名称			
補助対象期間	年 月から	年 月	まで
補助対象額	円 (月額	円 ×	か月)

- 添付書類 (1) 対象経費の支払状況が確認できる領収書等の書類の写し  
(2) 上記のほか、町長が特に必要と認めるもの